

第4号議案 定款の変更について

変更条文案（別紙条文のとおり）

変更の理由

第15条 特定非営利活動促進法改正に伴い、理事の代表権を制限するため。

第23条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収支予算」が「活動予算」に、「事業報告」が「活動報告」に改められたため。

第39条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収入」が「収益」に改められたため。

第44条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収支予算」が「活動予算」に改められたため。

第45条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収入支出」が「収益費用」に改められたため。

第48条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収支予算」が「活動予算」改められたため。

●変更する条文

	変 更 後		変 更 前
<p>(職務) 第15条</p>	<p>理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。 3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 4. 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。 5 理事長並びに副理事長は、法人の業務については、この法人を代表する。それ以外の理事については、<u>法人の業務について、この法人を代表しない。</u></p>	<p>(職務) 第15条</p>	<p>理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは又は、その職務を代行する。 3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の法人の業務を執行する。 4. 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>
<p>(権能) 第23条</p>	<p>総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 活動報告及び収支決算 (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬 (7) その他運営に關する重要事項</p>	<p>(権能) 第23条</p>	<p>総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬 (7) その他運営に關する重要事項</p>

<p>(資産の構成) 第39条</p>	<p>この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる収益 (5) 事業に伴う収益 (6) その他の収益 	<p>(資産の構成) 第39条</p>	<p>この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入
<p>(事業計画及び予算) 第44条</p>	<p>この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算) 第44条</p>	<p>この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(暫定予算) 第45条</p>	<p>前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。</p> <p>2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p>	<p>(暫定予算) 第45条</p>	<p>前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>
<p>事業報告及び決算 第48条</p>	<p>この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>事業報告及び決算 第48条</p>	<p>この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>

議案第5号 定款の変更について

●変更する条文

変更後	変更前
<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>①保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>②社会教育の推進を図る活動</p> <p>③まちづくりの推進を図る活動</p> <p>④<u>観光の振興を図る活動</u></p> <p>⑤<u>農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</u></p> <p>⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>⑦環境の保全を図る活動</p> <p>⑧災害救援活動</p> <p>⑨地域安全活動</p> <p>⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>⑪国際協力の活動</p> <p>⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</p> <p>⑬子どもの健全育成を図る活動</p> <p>⑭情報化社会の発展を図る活動 3</p> <p>⑮科学技術の振興を図る活動</p> <p>⑯経済活動の活性化を図る活動</p> <p>⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>⑱消費者の保護を図る活動</p> <p>⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>①保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>②社会教育の推進を図る活動</p> <p>③まちづくりの推進を図る活動</p> <p>④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>⑤環境の保全を図る活動</p> <p>⑥災害救援活動</p> <p>⑦地域安全活動</p> <p>⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>⑨国際協力の活動</p> <p>⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</p> <p>⑪子どもの健全育成を図る活動</p> <p>⑫情報化社会の発展を図る活動</p> <p>⑬科学技術の振興を図る活動</p> <p>⑭経済活動の活性化を図る活動</p> <p>⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>⑯消費者の保護を図る活動</p> <p>⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
<p>(職務)</p> <p>第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序によりその職務を代行する。</p> <p>3 専務理事は、理事会業務全般を専管して代表理事を補佐し、業務を執行する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び</p>	<p>(職務)</p> <p>第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序によりその職務を代行する。</p> <p>3 専務理事は、理事会業務全般を専管して代表理事を補佐し、業務を執行する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び</p>

<p>理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p> <p><u>6 代表理事並びに副代表理事は、法人の業務について、この法人を代表する。それ以外の理事については、法人の業務について、この法人を代表しない。</u></p>	<p>理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>
<p>(権能)</p> <p>第24条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 活動報告及び収支決算</p> <p>(6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(権能)</p> <p>第24条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(議決)</p> <p>第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(議決)</p> <p>第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第31条 総会の議事については、次の事項を記載</p>	<p>(議事録)</p> <p>第31条 総会の議事については、次の事項を記載</p>

<p>した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総会があつたものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(3) 総会の決議があつたものとみなされた日</u></p> <p><u>(4) 議事録の作成に係る職務行った者の氏名</u></p>	<p>した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>
<p>(資産の構成)</p> <p>第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(暫定予算)</p> <p>第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講じることが</u>できる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益</u></p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入</p>

費用とみなす。	支出とみなす。
第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。	第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

●変更の理由

第4条 特定非営利活動促進法改正に伴い、活動の種類を増やすため。

第15条 特定非営利活動促進法改正に伴い、理事の代表権を制限するため。

第24条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収支予算」が「活動予算」に、「事業報告」が「活動報告」に改められたため。

第29条、第31条 特定非営利活動促進法改正に伴い、みなし総会を可能にするため。

第40条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収入」が「収益」に改められたため。

第45条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収支予算」が「活動予算」に改められたため。

第46条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収入支出」が「収益費用」に改められたため。

第49条 特定非営利活動促進法改正に伴い、「収支予算」が「活動予算」に改められたため。